

都市計画道路甲府外郭環状道路東区間環境影響評価準備書に対する知事意見

平成 24 年 9 月 4 日

知事意見を述べるにあたり

環境影響評価は、事業の実施が環境に必ず影響を及ぼすことを前提に対象事業実施区域及びその周辺の環境の悪化あるいはレベルを低下させないため、事業の実施が環境に配慮しながら行われるよう、環境保全措置については回避、最小化、代償の順で検討されるべきものである。

これに鑑み、対象事業の実施が及ぼすおそれのある環境影響について、地域の状況を十分反映した上で予測し、より広範な知見に基づいて適切な環境保全措置を選定することにより、本県の良好な生活環境及び自然環境が持続的に保全されるよう最大限の配慮が行われることを求める。

I. 全般的な事項

1. 環境影響評価準備書手続中に新たに情報提供を行った資料の取扱い

環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の縦覧後、新たに知事に情報提供を行った補足資料については、原則として補足した内容を全て環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載すること。また、交通量等の算定根拠、基礎数値等の補足的な資料については資料編に添付すること。

ただし、情報公開をすることにより乱獲や盗掘等の恐れのある希少種の位置情報については、非公開として別冊にとりまとめ評価書に合わせて提出すること。

2. 事業計画

1) 計画路線決定までの経緯（P I 等の成果及び結果の反映）

（方法書知事意見 1.1 及び 1.2）

計画路線決定までの検討の経緯（特に環境の保全の見地からの検討内容）が記載されていないことから、次の点を評価書で明らかにすること。

- a) P I（パブリック・インボルブメント）等により事業者が住民に提供した情報の内容及び住民意見の内容とその反映状況
- b) 事業者が作成した「みなさんのご意見に対する考え方（H18.6）」（P. 17）で示した複数ルート帯から方法書に記載した概略計画に絞り込んだ経緯
- c) 概略計画から準備書に記載した計画路線を決定する際に行った、環境影響の回避・低減等の検討の経緯

2) 道路構造等（方法書知事意見 1.4）

盛土や高架等の道路構造及び高さや長さなどの規模、路面排水の方法、路面舗装の種類等により環境影響の程度が異なるため、これらについて現段階で想定しているものを明示すること。

3) 対象事業の部分供用について（方法書知事意見 1.3）

対象事業に係る工事が長期間にわたることから、計画路線の一部を暫定的に供用（以下「部分供用」という。）する場合、当該部分供用による環境影響の把握が「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（以下「主務省令」という。）第 10 条第 3 項

に定められている。

現段階での部分供用に関する考え方を示すとともに、社会情勢等の変化により、部分供用することとなった場合は、部分供用することによる環境影響の程度及び環境保全措置の必要性について検討し、その経緯及び結果を事業実施中の手続（中間報告書）において供用前に明らかにするとともに事後調査を実施する旨を評価書に記載すること。

3. 環境の保全に特に配慮が必要な施設等の把握（方法書知事意見 4.1.2）

準備書手続において、方法書では一定の幅で示されていた計画路線の位置が詳細に示されたことから、計画路線と環境の保全に特に配慮が必要な施設（桜井寮、石和西小学校等）や希少動植物の生育・生息場所等（以下、「保全対象」という）の位置関係を記載例を参考に明らかにすること。また、当該保全対象に影響を及ぼす恐れがある環境影響評価項目については、保全対象ごとに環境影響の程度及び環境保全措置の内容を取りまとめ、検討経緯を含めて評価書に記載すること。

<記載例> 保全対象の種類と対象事業と関係

番号	施設名称	高さ	階層	距離	路盤高	構造	影響を及ぼすおそれがある環境影響評価の項目
1	・・・	XX m	3階	〇〇m	〇〇m	盛土	

※調査対象区域内(路線から 250m 以内)にあるものを保全対象とする。

4. 予測条件の整理（大気汚染、騒音、振動共通：工用車両の通行台数等）

（方法書知事意見 4.1.1）

予測条件となる土砂の搬入・搬出に係る工用車両の台数については、建設発生土の量、都市計画道路甲府外郭環状道路北区間（以下「北区間」という。）からの土砂の受け入れ量等の算定根拠を明確にした上で算出すること。

特に北区間からの搬入が多い地点については、搬入車両等の通行の状況が明確になるよう記載を工夫すること。

5. 土地利用の変化の反映（方法書知事意見 3.2）

方法書知事意見において、現在の土地利用の状況を把握し、その結果を準備書に反映させることを求めたが、準備書において、その箇所が容易に確認できないことから、現況に合わせて修正した内容は、都市計画決定権者の見解に箇所（ページや図表番号）が明確となるよう一覧表等を追記すること。

また、準備書の予測等で用いている図表が現在の土地利用と異なっているものについては、現況に合わせて修正すること。

6. 環境影響評価の手法の選定（方法書知事意見 2.1）

環境影響評価においては、事業特性や地域特性を踏まえ、予測や評価の前提条件や根拠を明確にした上で手法を選定することが重要である。都市計画決定権者は手法の選定について、方法書（P.5-2）で「調査、予測位置及び手法は、事業計画策定後に決定する。」旨を記載していたが、準備書の表 7.2.1. (1)～(21)の「手法の選定理由」の欄が方法書から更新されていないため、環境影響評価手法の選定の過程及び選定の理由が不明である。

方法書手続終了後に行った環境影響評価項目、調査手法及び調査・予測地点の選定の経緯及び結果を具体的に分かりやすく記載し、評価書の同表を更新すること。

7. 環境影響評価項目の追加（方法書知事意見 2.4）

方法書知事意見において環境影響の把握を求めた環境影響評価項目（水質汚濁（4.7.1～3）、温室効果ガス（6.2.1））については、再度環境影響評価の項目として選定することを求める。

準備書（P.7-2）に環境配慮事項として記載してあるもののうち、当該措置の内容及び効果の検証が行われていない項目については、評価書に検討の経緯及び結果を記載すること。

また、P.Iにおいて事業者が述べている対象事業の効果（「みなさんのご意見に対する考え方」P.10）についても、評価書において検証すること。

8. 予測対象時期の選定

予測対象時期を「工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予測される時期」、「工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期」等としているが、より具体的に状況が示される必要があるためその時期における工事の内容、車両の通行台数等、予測の基礎となる部分を評価書において明らかにすること。

また、供用後の交通量については、P.8-1-25においてH42年の計画交通量を用いることが記されていることから、表7.2.1(1)～(21)の対応する箇所具体的に交通量を記載すること。

9. 複合影響の考慮（方法書知事意見 3.3）

対象事業に接続する主な幹線道路との複合的な環境影響については、主務省令第10条第5項に基づき、事業計画、将来交通量や利用状況に係る基礎的な情報を整理・勘案した上で把握し、環境保全措置の必要性を検討するとともに検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

また、北区間で行う環境保全措置と合わせて効果が発揮されるよう、北区間の事業者と連携して環境保全措置を検討及び実施するとともに、実施した措置の内容については事業実施中及び実施後の手続きにおいて明らかにする旨を評価書に記載すること。

10. 建設発生土受け入れに伴う土壌汚染の防止（方法書知事意見 4.7.3）

他事業からの建設発生土の受け入れによる2次的な土壌汚染を防止するため、管理指針及びマニュアル等により工事請負業者に周知徹底する旨を評価書に記載すること。

また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、設置前に土砂の管理及び濁水対策等について対応方針を明らかにし、関係機関と協議すること。

11. 都市計画決定権者が設定した基準又は目標値に満たない環境影響の取扱い

（方法書知事意見 3.1）

準備書において、都市計画決定権者が環境基準等を「基準又は目標値」として設定し、その適合状況を確認した項目については、対象事業による環境影響の程度及び広がりについて、次の事項が明らかになるよう検討すること。

1) 現在の環境の状況との比較

対象事業が及ぼす環境影響の程度については、現在の環境の状況を明らかにした上で、環境保全措置の実施前後の環境影響を比較検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

2) 「環境影響がない」又は「環境影響の程度が極めて小さい」と判断した経緯の明確化

都市計画決定権者が環境影響の程度が「環境基準未満である」ことを理由に「影響はない」と判断した地域であっても、対象事業の実施により現在の環境の状況から乖離することとなる地域（例えば、当該事業による環境影響の寄与率が10%を超える地域）については、主務省令第1

4条第1項に定める、「環境影響がない又は環境影響の程度が極めて小さいと判断」した理由を具体的に評価書に記載すること。

3) 事後調査の実施

上記2)に該当した場合は、対象事業の実施中及び実施後における周辺環境への影響を確認するため事後調査を実施し、対象事業による環境影響の程度を明らかにした上で、環境保全措置の必要性を検討し、その経緯及び結果を事業実施中及び実施後の手続において明らかにすること。

なお、都市計画決定権者は、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされることを求めた、環境影響評価法第3条の主旨を尊重すること。

あわせて、環境基本法第16条に定められた「環境基準」は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準として定められたものであり、対象事業による環境影響を当該基準値まで地域住民等に許容させるものではないことを申し添える。

1.2. 分かりやすい資料の作成について（方法書知事意見 2.2）

第5章及び第6章に示された都市計画決定権者の見解は、記載内容に具体性がなく、また引用・参照部分が容易に特定できない。環境影響評価手続は住民に対して、当該事業の実施による影響について説明するためのものであることに鑑み、地域住民等に分かりやすい資料となるよう、次の点に配慮すること。

- 1) 第6章に記載した見解に、環境影響の予測及び評価の結果を引用することにより、当該見解においてその根拠や及び参照ページが把握できるようにすること。

<記載例>

知事意見	都市計画決定権者の見解	参照ページ
.....	図 8-X- X P. 8-X-XX

- 2) 専門用語には注釈を付け、引用部分には「引用」と明記し、参照部分等については、参照ページを記載すること。

- 3) 住民説明会等で配布するパンフレット等については、分かりやすい内容となるよう記載を工夫すること。

1.3. 専門家の助言（方法書知事意見 2.3）

専門家による技術的助言（P. 7-3）については、概要のみの記載となっており不明な点が多い。それぞれの助言の具体的な内容及び助言に対する検討の経緯及び反映状況が分かるように、できる限り詳細に記載すること。

また、方法書手続以降に新たに受けた専門家からの助言についても上記のことに配慮した上で評価書に記載すること。

なお、助言を受けた専門家については、原則として所属氏名を併せて記載すること。

II. 個別事項

1. 大気汚染・騒音・振動 共通事項

1) 環境影響評価の手法

a) 予測地点の選定・面的評価の実施（方法書知事意見 4.3.1）

石和西小学校の付近、及び東油川インターチェンジ周辺については、大気汚染、騒音、振動の面的予測が行われていないことから、予測地点に追加し、周辺への環境影響の程度を明らかにすること。なお、予測地点として選定しない場合はその理由を評価書に記載すること。

また、図 8.1.6 予測断面図（P.8-1-15～P8-1-20）の位置を、図 8.1.7（P8-1-21～P8-1-24）に示すこと。

b) 環境の保全に特に配慮が必要な施設に対する影響の把握（方法書知事意見 4.1.2）

方法書知事意見に対する都市計画決定権者の見解（P.6-6）において、「計画ルート周辺の環境の保全に特に配慮が必要な施設については、対象道路事業実施区域が最も近接する施設において約 30m 離れており、工事中及び供用後においても騒音等の影響は生じないと考える」と記載されている。しかし、30m 離れることにより影響が生じないとする理由が示されていないことから、施設の高さ、階層、計画路線との位置関係を明確にしたうえで、これを考慮した予測を行うこと。

特に計画路線に近接する環境の保全に特に配慮が必要な施設（桜井寮、石和西小学校等）については、建物の高さを考慮した予測を行い、その結果を評価書に記載すること。

なお、石和西小学校については、「学校環境衛生の基準」（文部省体育局長裁定平成 4 年 6 月 23 日一部改訂平成 14 年 2 月 5 日）との整合を確認し同基準に基づく環境保全措置の必要性についての検討経緯を評価書に記載すること。

c) 環境保全措置の検討（方法書知事意見 4.1.3）

現在、既に環境基準を超過している予測地点については、計画路線寄与分が基準を下回っていることのみを理由として、「環境保全措置は不要」と判断することは適切ではなく、現在の状況と予測値との乖離や本事業の寄与の程度を考慮して環境保全措置を検討する必要がある。当該地域における環境影響の低減については、方法書知事意見に対する都市計画決定権者の見解（P.6-6）に沿って「都市計画決定権者の実行可能な複数の環境保全措置について比較検討」し、その経緯及び結果について評価書に記載すること。

2. 大気汚染

1) 構造物による気流の変化（方法書知事意見 4.2.4）

構造物の設置により発生する気流の変化の環境影響については、環境の保全に特に配慮が必要な施設（桜井寮、石和西小学校等）のうち、他よりも環境影響が大きくなる恐れがあるものの周辺の状況を短期濃度予測により明らかにすること。

3. 騒音

1) 橋梁、高架のジョイント部分からの騒音防止（方法書知事意見 4.2.4）

計画路線は盛土、高架、橋梁で構成されており、高架又は橋梁のジョイント部分が発生源となる騒音の影響が懸念されることから、都市計画決定権者が「準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解」に示したとおり、ジョイント部の構造の検討などの際、より騒音防止が図れる技術が採用されるよう、設計段階において配慮すること。

あわせて、その検討の経緯及び結果については、事業実施中及び実施後の手続において明らかにすること。

4. 振動

1) 周辺の公共事業等の影響の把握（方法書知事意見 4.5.1）

方法書知事意見において、周辺で実施された公共事業等に起因する振動に関する情報等を把握するよう求めたが、結果が示されていない。工事実施までに、沿線家屋からの苦情等の確認状況について把握すること。

2) 低振動型建設機械の取り扱い

低振動型建設機械については、市販されている機種が限定的であることから、低振動型機械を使用する地点、工事内容及び使用する機械の種類を示した上で、「当該環境保全措置は限定的な措置」であることを評価書に明記すること。

あわせて、低振動型機械を使用しない地域については、振動に係る追加的な環境保全措置の必要性について再検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。なお、追加的な措置を実施する場合は環境影響の低減の度合いについても記載すること。

また、工事実施までに新たな機種が低振動型として国から指定された場合は、当該機種を優先的に使用する旨、機種を選定経緯及び結果を事業実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載すること。

3) 基準又は目標との整合性の検討

振動については、振動規制法及び同法施行規則に基づく「交通振動に係わる限度」を、整合を図るべき基準としているが、現況の振動レベルが、通常人が振動を感じ始めるとされる 45～50dB 未満である地域が多いことから、現況と予測結果の差がもたらす影響についても検討し、その結果を評価書に記載すること。

5. 空気振動

1) 建設機械の稼動に伴う低周波音（方法書知事意見 4.4.1）

大型建設機械の稼動による低周波音の発生に対する検討を求めた方法書知事意見に対し、「環境保全に特に配慮が必要な施設等の分布状況について、資料収集及び現地踏査を実施して把握した」旨の見解を示しているが（P. 6-8）、準備書にその内容が明らかにされていないことから、調査結果及び環境保全対策等の検討の経緯を評価書に記載すること。

また、方法書知事意見に対する都市計画決定権者の見解（P. 6-8）に記載された「施工にあたっては、極力、低周波音が発生しない機械及び工法を選定する」旨を環境保全措置として位置付け、機種具体的な選定手法及び類似する事例等を明記するとともに、事業実施中及び実施後の手続において検討の経緯及び結果を明らかにする旨を評価書に記載すること。

2) 心身に係る苦情に関する評価指針の取扱い

P. 8-4-12 に示された「基準又は目標との整合性の検討」において、当該項目の調査、予測及び評価の手法として選定した「道路環境影響評価の技術的手法 2007 改訂版 第 2 巻」（P. 289）に記載されている「③心身に係る苦情に関する評価指針 G 特性音圧レベル 92dB」が評価基準から除外されている。

移動発生源については、同資料 P. 290 において、「交通機関等の移動発生源とそれにともない発生する現象には適用しないこと」としているが、方法書知事意見で述べた工事中の建設機械を発生源とする場合のように、工事が一定箇所で行われる場合については固定発生源と見なすべ

きであることから、環境影響の程度について検討しその経緯及び結果を評価書に記載すること。

6. 水質汚濁（未選定項目）

1) 濁水による環境影響の把握（方法書知事意見 4.7.1）

濁水や工事排水に対する環境影響の把握を求めた方法書知事意見に対し、都市計画決定権者は「当該事業においては、仮設沈砂池や濁水処理装置を用いることにより、濁水やアルカリ排水を河川等の公共用水域に排出しない」旨の見解を示しているが（P.6-10）、「仮設沈砂池や濁水処理装置等」による効果については、数値等により具体的に示されていないことから、排出水の水量・水質とその環境への影響について予測及び評価を行い、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

7. 水象

地下水の水位の予測（P.8-5-1～8）については、次の1)に示す疑義があることから、現地調査の再実施を含む調査、予測及び評価を行い、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

なお、十分な調査が実施できない場合は、準備書作成時に調査対象とした全井戸を、モニタリング調査の対象とし、揚水量の変化等により当該事業による環境影響を把握し、その検討経緯及び結果を事業実施中及び実施後の手続きで明らかにすること。

1) 表 8.5.3 に示された地下水の水位は聴き取り調査による井戸の深度をあてはめているため、実測により得られた帯水層（地表から1～3m（図表集P.83）よりも大幅に深い値となっており、数値の幅も大きい。また、既存井戸と実測された帯水層の位置関係及びこれらと表 8.5.4 に記載した帯水層との関係が示されていない。よって、都市計画決定権者が「対象道路の周辺のほとんどの既存井戸は、採水位置は地表から深さ数十m以深と基礎工等の掘削工事よりも深いことから、現状の地下水利用に影響はほとんど生じない。」（P.8-5-7）としている予測結果は過小である可能性がある。

8. 日照障害

計画路線における日照障害については、図表集 P.165～168 に断面図が記載されているが、周辺の建物の立地や土地利用の状況との関連が把握できないことから、影響範囲を平面図上にも示した上で環境保全措置の必要性について検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

9. 動物・植物・生態系

1) 予測時期（方法書知事意見 5.3.1）

調査時期を「4季実施することを基本とし、そこに生息する動物（植物種及び群落）を効率よく確認できる時期」としている（P.8-8-6, P.8-9-4）が、具体性がなく選定理由が明確でない。調査時期の選定理由をわかりやすく記載すること。

2) 鳥類の調査時期の反映（方法書知事意見 5.4.1）

方法書知事意見において、国（環境省）が定期的実施している「ガン・カモ科生息調査」を参考として河川横断部の周辺を調査するよう求めたが、その調査結果が反映されていない。当該調査と都市計画決定権者が実施した調査の結果との比較により、都市計画決定権者の調査結果が地域の状況を十分反映していることが明らかになるよう評価書に記載すること。

3) 改変区域と分布状況の関係

計画路線と重要種の生息・生育を確認した場所との位置関係、改変範囲、動物の移動経路との関連が確認できる適切な縮尺の図面を追加すること。

ただし、乱獲等の防止のため、希少種の生息・生育地の状況等の非公開情報については別冊とすること。

4) 希少種に対する配慮

a) オオタカ、ミゾゴイ、オオムラサキ

北区間との接続部付近において、生息が確認されているオオタカ、ミゾゴイ及びオオムラサキについては、事業の実施により北区間で行う当該種の環境保全措置と合わせて効果が発揮されるよう、北区間の事業者と連携して環境保全措置を検討及び実施するとともに、実施した措置の内容については事業実施中及び実施後の手続きにおいて明らかにする旨を評価書に記載すること。

b) シマヘビ

環境保全措置として設置されるボックスカルバートについて、事業着手前に類似事例の効果について検証し、設置位置、構造、当該対象種の利用を妨げないための措置、人の影響等について十分な検討を行うこと。

また、事後調査において、当該措置の効果について検証し、その経緯及び結果については、事業実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載すること。

c) イシガメ

イシガメについては、「生息確認位置が路線計画区域の250m以遠」として、予測対象種から除外されているが(P.8-8-23)、当該種は本県の絶滅危惧Ⅱ類であり、準備書において都市計画決定権者も重要な両生類・爬虫類として選定している(P.8-8-16)。

また、専門家の技術的助言でも(P.7-3)、「注目すべき生息地等が近辺に確認された場合は、適宜調査範囲を広げると良い」とされていることから、当該種を環境影響評価の対象とすることを再検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

5) 生態系の定量的な評価の実施

生態系への環境影響については定量的にその程度を明らかにしたうえで、環境保全措置を講じる場合と講じない場合の生態系区分の変化の程度を、次の点が明らかになるようとりまとめ、その検討経緯及び評価結果を評価書に記載すること。

a) 土地利用状況を考慮した、生態系区分の設定及び取りまとめ

b) 対象事業により改変を受ける生態系区分の種類及び面積

c) 環境保全措置を講じない場合の生態系区分の変化

d) 環境保全措置を講じる場合の生態系区分の変化(複数案の比較検討)

(複数案の例：一般的な植栽、単一植栽、地域生育種による植栽など)

なお、道路区域外に設置される作業ヤード、作業用道路等がある場合は記載すること。

6) 生態系・景観の環境保全措置の検討

景観の環境保全措置(P.8-11-30)として記載している、「盛土法面等及び地形改変部の緑化」については次の点を考慮したものとすること。

a) 生態系の指標種として選定した草地性チョウ類の生息環境としての機能が期待できるよう修景用植栽の検討を行うこと。

b) 当該検討により期待される効果については生態系の項目において検討を行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

- c) 当該措置を事後調査対象とし、保全措置の効果については事業実施中及び実施後の手続きにおいて明らかにする旨評価書に記載すること。

10. 風景・景観、人と自然とのふれあい活動の場（共通意見）

1) 方法書知事意見の反映

a) 地域住民及び観光客等の視点に立った予測地点（視点場）の選定（方法書知事意見 5.6.1）
方法書知事意見等において、地域住民の視点に立った予測地点（視点場）の選定を求めたところであるが、準備書の予測結果に対し、地域住民から環境影響の程度が把握しにくいことが指摘され、南アルプス、曾根丘陵及び小曲地区の観光農園周辺等の眺望についても配慮するよう求められた。

こうした指摘事項に対応するため、都市計画決定権者が行っている追加調査や検討（H24.6.15 環境影響評価等技術審議会説明事項）を評価書に反映させる際には、次の点が明らかになるよう取りまとめること。

- (1) 当該追加調査の調査地点の選定経緯及び選定理由
- (2) 当該追加調査に係る予測及び評価の検討の経緯及び結果

b) 予測結果の反映及び地域住民等の意見の反映

今後、事業者が開催する説明会等において、住民等からの高架・橋梁等の道路構造に関して出された意見（環境の保全の見地からの意見に限る）については、追加調査の結果等を参考とする中で、詳細設計等に反映すること。

2) 環境保全措置の検討（方法書知事意見 5.7.1）

a) 環境影響の整理

計画路線により環境影響を受ける地点及びその地点において阻害される景観（山並み、扇状地、農地景観など）の内容及び範囲が明らかになるよう取りまとめること。

b) 複数案の検討

準備書の「環境保全措置の検証（P.8-11-31、P.8-12-8）」に記載した内容については、フォトモニタージュ等による複数案の比較検討の結果（現況、改変後、保全措置による低減等の度合い）を明らかにするとともに、次の点に留意し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること（複数案の最終的な選定が未定の場合は、複数案の並列で可）。

(1) 盛土法面等及び地形改変部の緑化

法面の緑化は、生態系、景観・風景、人と自然とのふれあい活動の場において、それぞれ異なる効果が期待されることから、当該措置については総合的な検討を行うこと。

なお、当該措置については、継続的に長期的視点に立って、効果を最大限発揮させることが重要であることから、適切な維持管理を行うこと。

(2) 道路構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩等の検討

道路構造物及び道路付属物の修景においては、特に近景における影響の低減効果が期待される措置について類似事例を広く収集し、より環境影響を低減することができる措置を選定するよう努めること。

c) 専門家意見の取扱い（方法書知事意見 5.6.1）

環境保全措置の実施に当たって聴取するとした（P.8-11-31、P.8-12-9）専門家の意見の内容及び意見の反映状況については、検討の経緯を含めて評価書に記載すること。

11. 環境への負荷の量（廃棄物・発生土）

1) 方法書知事意見の反映（方法書知事意見 6.1.1）

a) 廃棄物・発生土の定量的な予測及び評価の実施

廃棄物・発生土の排出抑制、再資源化等については、方法書知事意見において定量的な予測及び評価の検討を求めたところであるが、「表 8.13.7 建設リサイクル推進計画の目標値(P.8-13-5)」が記載されているだけである。表 8.13.7 の目標値を実現するための手法について、次の点が明らかになるように定量的に検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

ア) 対象事業実施区域周辺の廃棄物処理施設の処理品目、処理量等の状況を確認し、具体的な排出量等の推計結果を提示した上で環境影響について検討すること。

イ) 再資源化等による発生抑制については、廃棄物の種類ごとに方針を示し、期待される効果を明らかにすること。

2) 廃棄物量等の予測に必要な基礎的な資料の収集

産業廃棄物処分業者の状況（P.4-2-56）について、当該事業に接続する甲府外郭環状道路北区間の準備書(P.4-2-91)では、より詳細に記載（事業者名及び所在地を明記）されている。また、再資源化施設（廃棄物処理施設）については、県ホームページにおいて事業者名、処理品目等を公表している。これらを参考として周辺地域における廃棄物の処理可能量等を把握すること。

3) 廃棄物量等の予測

a) 環境保全措置の検討（P8-13-2～4）においては、「表 8.13.2 予測結果（P.8-13-2）」の算出根拠を明らかにしたうえで、地域の廃棄物処理の状況（P.4-2-55）との整合を図りながら、発生する建設副産物の処理が適切に行われることを明らかにすること。

b) 検討結果の検証（P.8-13-3）では、「再資源化施設（廃棄物処理施設）への搬入による他事業等での利用」が環境保全措置として採用されているが、具体的な検証は行われていないことから、廃棄物の発生量と周辺の再資源化施設の状況及び当該事業における再生材の使用率等を踏まえた予測及び評価を行うこと。

なお、再資源化施設の予測時期の処理能力が現況のままであると想定し、具体的に検討すること。

c) 環境保全措置の検証（P.8-13-3）については、「廃棄物等の環境影響をできる限り回避若しくは低減されているかどうかについて検証した」としているが、検証の過程が不明であることから、検証の過程及び結果を評価書に記載すること。

d) 都市計画決定権者は「事後調査は実施しない。」（P.8-13-4）としているが、当該項目の検討については、制度の説明の域を出ず、当該事業の廃棄物処理に係る方針が示されていないことから、事業着手後、廃棄物等の処理が適切に行われることを把握するための措置を事後調査に位置付け実施する旨を評価書に記載すること。

4) 建設発生土及び搬入土の取扱い

a) 建設発生土及び搬入土の量については、当該事業の土量計算の概要を図表により明確にすること。

b) 「建設発生土壌報交換システム」（北区間準備書（P.8-13-2））の検討状況を受け入れ側として明らかにすること。あわせて、その内容を検討事項に追加記載する場合は、次の点を考慮すること。

(1) 他事業による利用実績を引用すること。

(2) 搬入土の県外からの受入れもありうることを明記すること。

c) 建設発生土等の処分について

建設発生土等の処分については、次の点を明らかにしたうえで、環境保全措置を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

(1) 当該事業における必要量、発生量及び処分方法（土量の計算結果を反映した検討）

(2) 土地の改変により発生が想定される粘土質（泥質）土壌の取り扱いに係る再利用のための処理方法及び使用時の品質の目安の例示

1 2. 温室効果ガス（未選定項目）

1) 方法書知事意見の反映（方法書知事意見 6.2.1）

準備書において、方法書知事意見が反映されていないことから、改めて温室効果ガスに係る検討を求める。

なお、他県の事例（都市計画道路 能越自動車道（田鶴浜～七尾）（平成 23 年 7 月 13 日環境大臣意見提出））においては、既に評価項目として温室効果ガスが選定され、建設段階及び供用段階における二酸化炭素排出量の予測及び評価が実施されていることを申し添える。

a) 自動車の走行に伴う温室効果ガスの取扱い

自動車の走行に伴う温室効果ガスの排出量の評価については、現状の既存道路からの排出量と、供用後の計画路線と既存道路の排出量の合計を比較すること。

なお、「道路事業における温室効果ガス排出量に関する環境影響評価ガイドライン」（環境省：平成 22 年 3 月策定）も参考とすること。

b) 工事中に発生する温室効果ガスの取扱い

当該事業は工事期間が長期に及ぶことから、工事期間中に発生する温室効果ガスの排出量を定量的に見積り、削減対策を検討すること。

注釈

方法書知事意見に続く数字（例 1.1、4.1.2 等）

環境影響評価準備書第 6 章 方法書についての山梨県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解（P.6-1～14）に記載された、知事意見の番号に対応。